

# 川西町

## 第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

概要版

長生きを喜び、  
ともに楽しめるまち  
川西



令和3(2021)年3月  
川西町

# 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和元（2019）年9月現在、3,588万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。

本町においても高齢化は進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

「川西町第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本町において、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22（2040）年を見据え、地域住民、サービス事業所、行政の協働により構築されてきた地域包括ケアシステムを持続可能な形で深化・発展させていくために、新たな計画となる「川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）を策定します。

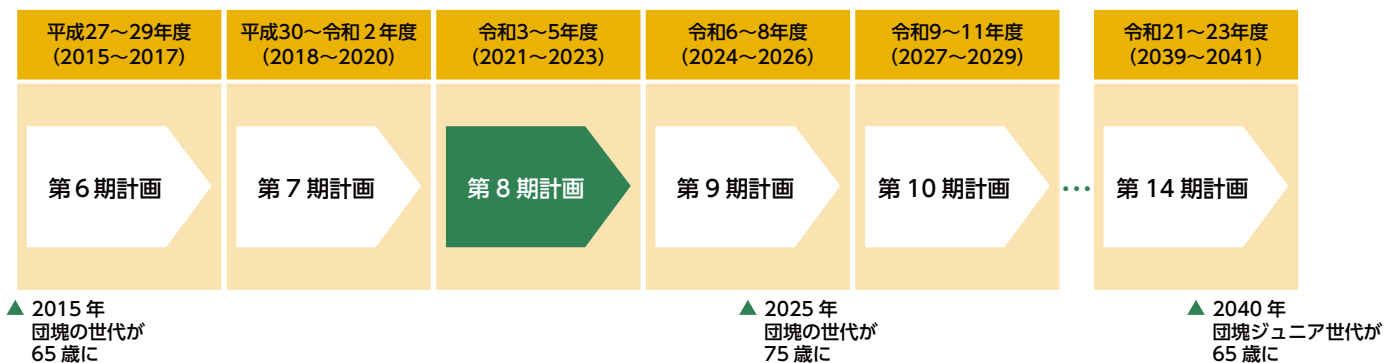
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、本町の総合的な行政運営の方針を示した「川西町総合計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定され、「川西町地域福祉計画」をはじめ、高齢者保健福祉に関する他分野の計画との整合性を図り策定しました。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



## 4. 計画の推進

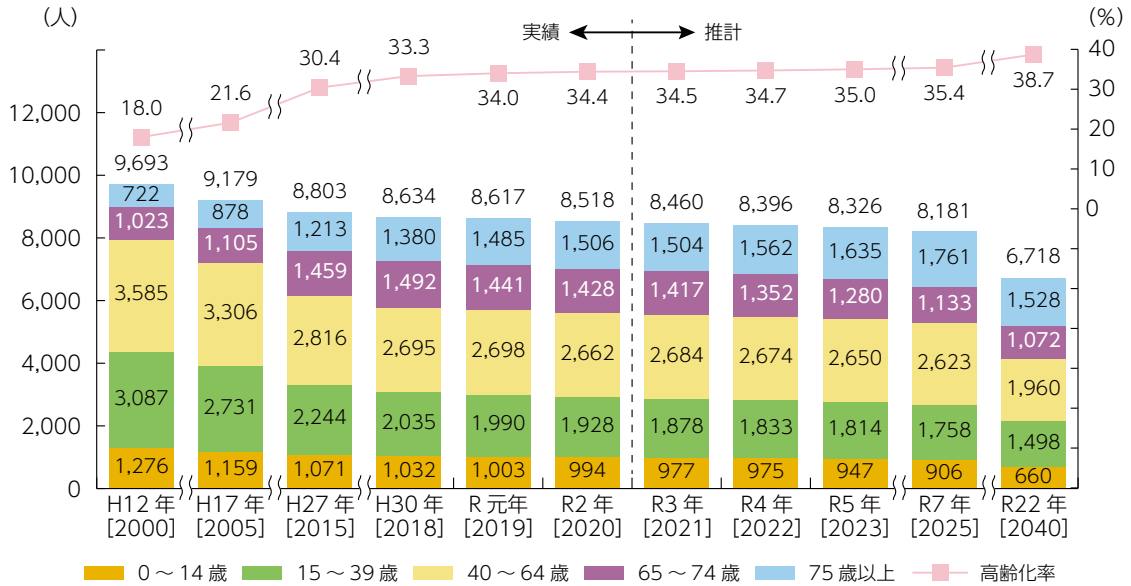
本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているか等について、PDCAサイクルによりその達成状況を評価し、必要に応じて施策・事業の内容の見直しを行います

# 高齢者の現状と推計

## 1. 人口の推移と推計

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和2（2020）年3月31日時点で、高齢者（65歳以上）は2,934人、高齢化率は34.4%となっていますが、今後、総人口の減少と高齢化率の上昇は続くことが予測されています

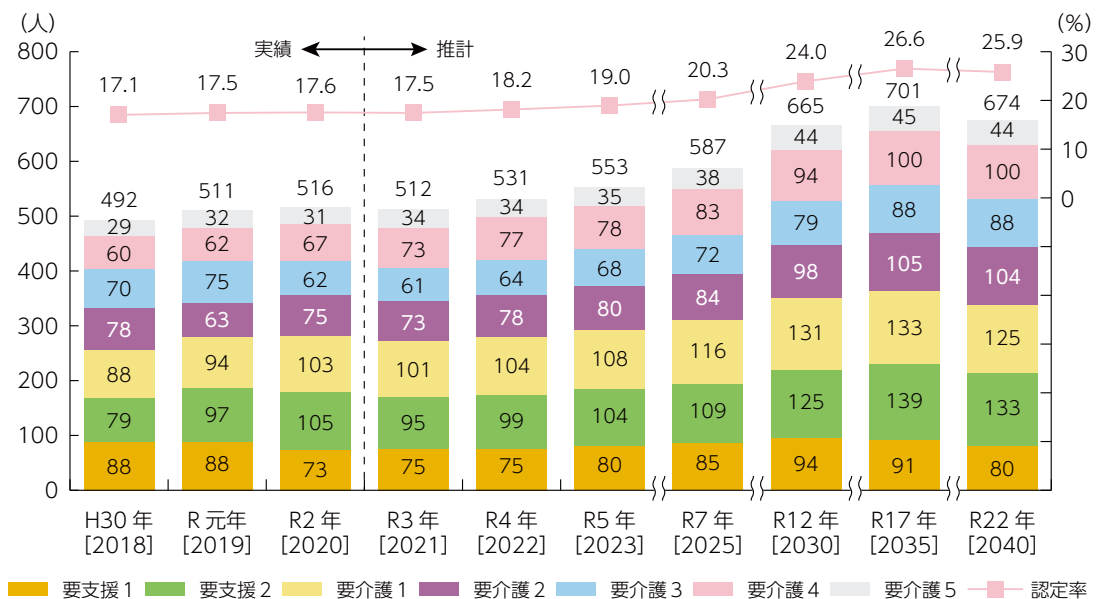


資料：H12～R2年：住民基本台帳（各年3月31日時点）  
R3～R22年：コホート変率法による人口推計

## 2. 第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

認定者数及び認定率は年々増加傾向にあり、令和2年度の認定者数（年度の中央値）は、認定者数516人、認定率17.6%となっています。

また、推計によると、本町における高齢者の認定者数と認定率のピークは令和17（2035）年度付近となることを見込まれています。



（資料）見える化システムによる自然体推計  
※実績値は、各年度の中央値（9月月報数値）

# 基本理念と体系

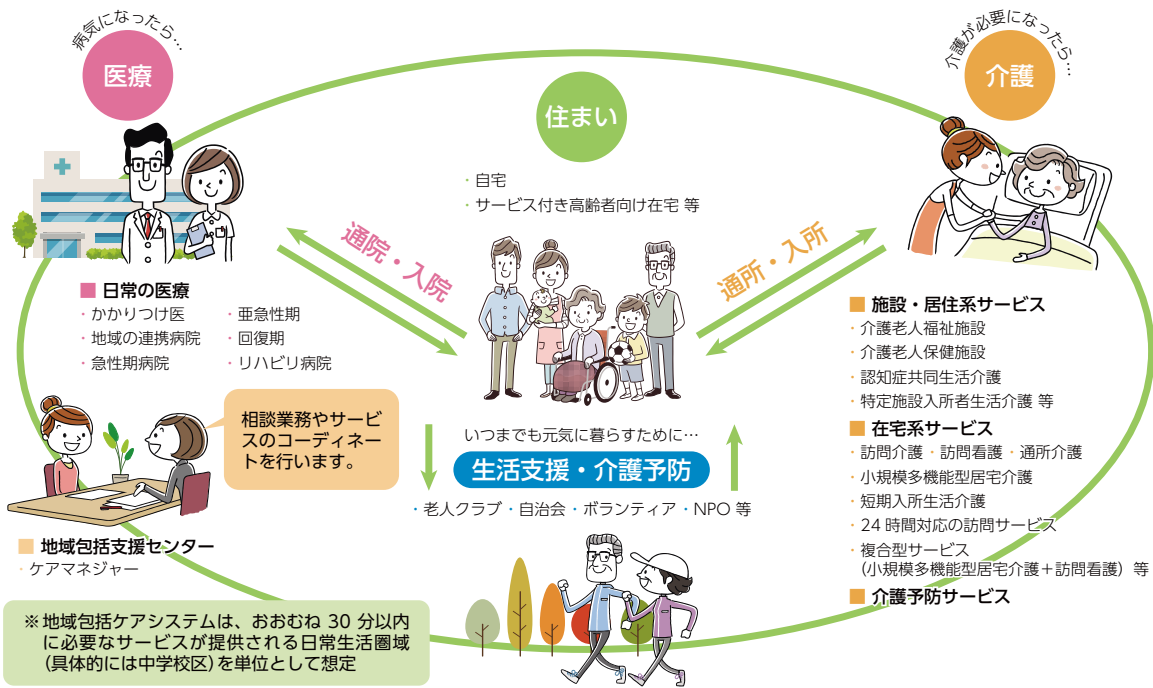
## 1. 基本理念

# 長生きを喜び、ともに楽しめるまち 川西

## 2. 基本的な方向

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた様々な取り組みを進めることを基本的な方向とします。



## 3. 基本方針

本計画の基本方針として、次の3つを定めて、施策を展開することとします。

基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3
介護予防と地域づくりの推進	地域特性に応じた介護サービス等の基盤整備・質の高いケアマネジメントの推進	介護保険制度の健全かつ円滑な運営

高齢期になっても生き生きと人生を過ごすよう、健康づくりと介護予防に関する取り組みを推進するとともに、高齢者が社会の担い手として活躍できるよう、就労の場や地域活動の機会を支援します。

包括的な支援体制を構築するため、さまざまな機関と連携を図りながら、必要なサービス等の整備を行います。また、専門職との連携強化や地域ケア会議を通じたケアマネジメントの質の向上に努めます。

介護が必要な状態になった際には必要なサービスを受けられるよう、ニーズに応じたサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保や質の向上に関する取り組みや介護保険制度の適正な運営に努めます。

## 4. 施策体系

### 基本理念

長生きを喜び、ともに楽しめるまち 川西

### 基本的な方向

地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 基本方針 1

介護予防と地域づくりの推進

#### 基本方針 2

地域特性に応じた介護サービス等の基盤整備・  
質の高いケアマネジメントの推進

#### 基本方針 3

介護保険制度の健全かつ円滑な運営

### 施策の展開

#### 1 日常生活支援の体制整備

- 地域包括支援センターの機能強化 ● 相談支援体制の充実
- 権利擁護の推進 ● 家族介護者への支援

#### 2 介護予防・健康づくりの推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 保健事業と介護予防の一体的な取り組み

#### 3 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携の推進 ● 在宅医療・介護連携の相談支援
- 在宅医療・介護に関する普及啓発

#### 4 生活支援体制整備の推進

- 生活支援サービスの体制整備 ● 見守り体制の充実

#### 5 認知症施策の推進

- 認知症への正しい理解の促進 ● 認知症予防と認知症の早期対応の推進
- 認知症カフェの開催

#### 6 地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議の推進

#### 7 社会参加と生きがいづくりへの支援

- 高齢者の主体的な活動の場への支援 ● 高齢者の就労の支援

#### 8 介護サービス等の充実と基盤整備

- 介護保険サービスの充実・共生型サービスの推進
- 介護保険制度や各種サービスの周知・啓発
- 介護支援専門員への支援 ● 介護保険サービス事業者への指導・助言
- 介護人材の確保・定着、質の向上に向けた取り組みの推進
- 高齢者の住まいの確保

#### 9 介護給付適正化と質の向上

- 介護給付適正化の推進 ● 業務効率化、質の向上の推進

#### 10 感染症対策と防災体制の強化

- 災害時の支援体制の充実 ● 感染症対策の推進

# 介護保険事業の費用と負担

## 1. 介護保険事業費の見込み

第8期介護保険事業計画期間における介護保険事業費の見込み額については、主に次の事項に留意し推計しています。

### ■ 高齢化に伴う要介護（要支援）認定者の増加

高齢者の増加とともに要介護（要支援）認定者及び介護サービス利用者の増加が見込まれます。

### ■ 地域密着型サービスの整備

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について、サービスを提供できる体制を新たに整備する予定です。

### ■ 介護保険施設サービスの利用者の増加

近隣市町村で介護保険施設の整備が順次進められていることや、地域分析により、施設サービスの利用が増加傾向にあることから、利用者の増加が見込まれます。

### ■ 介護報酬の増額改定

令和3（2021）年度から介護報酬が平均0.70%引き上げられます。

## ● 第8期事業計画期間及び令和22（2040）年度までの介護保険事業費の推計

単位：千円/年

	第8期計画			第8期 (3年間) 合計	将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1 介護サービス給付費	738,424	774,922	829,578	2,342,924	895,668	968,144	1,019,435	1,014,687
2 介護予防サービス給付費	29,110	35,176	38,998	103,284	41,036	43,066	44,628	43,938
3 総給付費（1 + 2）	767,534	810,098	868,576	2,446,208	936,704	1,011,210	1,064,063	1,058,625
4 特定入所者介護サービス費等給付額	29,585	29,719	29,853	89,158	32,242	36,440	38,378	36,817
5 高額介護サービス費等給付額	20,878	22,268	23,749	66,895	25,340	27,038	28,850	30,783
6 高額医療合算介護サービス費等給付額	2,856	3,193	3,571	9,620	3,963	4,399	4,883	4,883
7 算定対象審査支払手数料	821	833	845	2,498	915	1,038	1,098	1,058
8 標準給付費（3～7の合計）【A】	821,674	866,111	926,594	2,614,379	999,164	1,080,126	1,137,272	1,132,166
9 地域支援事業費【B】	63,505	65,577	65,112	194,193	67,447	74,414	82,331	80,645
合計【A】 + 【B】	885,179	931,688	991,706	2,808,572	1,066,611	1,154,540	1,219,603	1,212,811

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

## 2. 第1号被保険者の介護保険料

第8期介護保険料については、介護保険給付費の増加や介護報酬の引き上げ等により上昇が見込まれます。そのため、本町では、保険料の大幅な上昇を抑える方策として、介護給付費準備基金を活用します。

### 保険料が上昇する主な要因

#### ◆ 介護給付費の増加

高齢者、要介護認定者数の増加や施設等整備に伴う介護サービス利用者の増加や、介護報酬の引き上げにより介護給付費の増加が見込まれます。

第8期事業計画期間における介護保険事業費を基準とし、  
介護保険料基準月額を算出すると、6,309円になります。

### 保険料の大幅な上昇を抑えるために

#### ◆ 介護給付費準備基金の活用

介護保険制度を持続可能なものとして安定的に運営するため、前回までの計画期間に納付のあった保険料のうち歳入と歳出の差額を介護給付費準備基金として積み立てています。この準備基金の71,300千円を活用することで、保険料の急激な上昇を抑えます。

#### ◆ 介護予防への取り組みの強化

要支援・要介護状態にならないための介護予防事業の取り組み、要支援・要介護状態になられた方も自立支援に向けて主体的な生活を過ごせるような施策を進めます。

#### ◆ 介護給付の適正化

介護給付の適正化事業を計画に位置づけ、給付請求の過誤等の早期発見や過剰なサービス給付の見直しを徹底し、真に必要とされている方が状態に応じたサービス利用ができるよう取り組みます。

第8期事業計画期間において必要とされる介護保険事業費の約2,808,572千円（第7期事業計画においては2,577,492千円（約8.97%増））に対して、第1号被保険者の負担割合の23.0%を乗じた約645,972千円が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

この保険料負担額に対して、調整交付金見込額と介護給付費準備基金の活用額を算定した額を基に、第8期事業計画期間における介護保険料基準額を算出します。

## 第8期介護保険料基準月額：5,630円

※第7期介護保険料基準月額：5,017円

## 第1号被保険者の第8期所得段階別介護保険料

本町では、介護保険料について、第7期計画と同様に国の標準段階区分に従った所得段階設定を行い9段階とし、各段階を次のとおり設定します。

また、第1～第3段階の保険料率については、低所得者対策により、第1段階が0.5から0.3に、第2段階が0.75から0.5に、第3段階が0.75から0.7に軽減され、軽減分は公費により負担されます。

段階	保険料率	対象者	年間保険料
第1段階	基準額×0.30	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,200円
第2段階	基準額×0.50	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	33,700円
第3段階	基準額×0.70	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,200円
第4段階	基準額×0.90	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	60,700円
<b>第5段階</b>	<b>基準額×1.00</b>	<b>町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方</b>	<b>67,500円</b>
第6段階	基準額×1.20	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	81,000円
第7段階	基準額×1.30	町民税本人課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満）	87,700円
第8段階	基準額×1.50	町民税本人課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満）	101,200円
第9段階	基準額×1.70	町民税本人課税者（合計所得金額320万円以上）	114,700円

(注) 年額の基準額については、100円未満を切り捨て

編集・発行：川西町長寿介護課

住所：〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎28番地の1  
TEL：0745-44-2635 FAX：0745-44-4780

発行年月：令和3年3月